

○羽村市富士見霊園墓地使用権の承継基準

平成3年1月14日
羽民生発第7842号

(目的)

第1条 この基準は、羽村市富士見霊園条例(昭和46年条例第33号)第11条に規定する墓地の使用権の承継に関し必要な基準を定めることを目的とする。

(平12羽企庶発13030・一部改正)

(承継原因)

第2条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合は、墓地の使用権の承継原因とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき。
- (3) 外国に帰化したとき。
- (4) 外国に永住したと認められるとき。
- (5) 婚姻又は養子縁組により氏を変更したとき。
- (6) 婚姻又は養子縁組によって氏を変更した使用者であって、その者が離婚又は離縁したとき。
- (7) 高齢であって、次に掲げる要件をすべて備えているとき。
 - ア 満65歳以上であること。
 - イ 祭しの主宰を辞退し、満60歳未満の承継人を指定してあること。
 - ウ 承継人が、原則として被承継人から血族3親等以内又は配偶者であること。
- (8) 祭しを主宰することが困難であり、承継人が原則として被承継人から血族3親等以内であって、次に掲げる要件の一に該当するとき。
 - ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人であること。
 - イ 疾病により回復の見込みがないこと。
 - ウ その他やむを得ないと認められる状況にあること。
- (9) 失踪して10年以上経過し、かつ、戸籍の附票が職権で消除されてから10年以上経過しているとき。

(平12羽企庶発13030・一部改正)

(承継の範囲)

第3条 承継の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 親族
- (2) 親族に類するものと認められる者
- (3) 内縁の配偶者等、これに類するものと認められる縁故者
- (4) 前3号が不明である場合の埋葬されている者の親族

付 則

この基準は、平成3年2月1日から適用する。

付 則(平成12年3月31日羽企庶発第13030号)

この基準は、平成12年4月1日から施行する。